

令和3年9月定例会

令和3年9月15日（水曜日）

◎ 出欠席議員氏名

漆山光春 議長

細矢誓子 副議長

出席議員（13名）

1番 岡田桂司 議員	2番 齋藤隆 議員	3番 榎正義 議員
4番 佐藤修二 議員	5番 吉田芳美 議員	6番 東海林信弘 議員
7番 阿部恭平 議員	8番 松田收作 議員	9番 丹野貞子 議員
10番 木村章一 議員	11番 石垣光洋 議員	12番 細矢誓子 議員
13番 漆山光春 議員		

欠席議員（0名）

◎ 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

真木邦弘 事務局 局長

齋藤淳 議事係 係長

嶋田愛 総括主任

◎ 説明のため議場に出席した者の職氏名

森谷俊雄 町 長

河内耕治 副町長

板坂憲助 教 育 長

真木吉雄 監査委員

後藤浩 防災・危機管理監兼
総務課 課長

真木秀章 総務課 主幹

牧野隆博 政策推進監兼
企画財政課 課長

宇野勝 まちづくり推進課長

矢作勲 税務町民課長

堀米清也 健康福祉課長

増川仁 農林振興課長併
農業委員会事務局長

佐藤晃一 商工観光課長

須藤俊一 都市整備課長

今部憲治 上下水道課長

岸康彦 会計管理者兼
会計課 課長

鈴木淳子 学校教育課長

秋場弘昭 生涯学習課長

◎ 議 事 日 程

令和3年9月15日（水） 午前9時開議

議事日程第4号

日程第1 議案の審議、採決

- 議第66号 令和2年度河北町一般会計歳入歳出決算認定について
議第67号 令和2年度河北町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
議第68号 令和2年度河北町西里財産区特別会計歳入歳出決算認定について
議第69号 令和2年度河北町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
議第70号 令和2年度河北町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
議第71号 令和2年度河北町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
議第72号 令和2年度河北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
議第73号 令和2年度河北町水道事業会計の剰余金処分及び決算認定について
議第80号 河北町空き家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議第74号 令和3年度河北町一般会計第6回補正予算について
議第75号 令和3年度河北町国民健康保険特別会計第1回補正予算について
議第76号 令和3年度河北町介護保険特別会計第1回補正予算について
議第77号 令和3年度河北町水道事業会計第2回補正予算について
議第78号 河北町議会議員及び河北町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の設定について
議第79号 河北町コミュニティセンターの設置及び管理等に関する条例を廃止する条例の設定について
議第81号 西村山広域行政事務組合規約の一部変更について
議員発議第5号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について

日程第2 請願付託案件の常任委員長報告、採決

日程第3 議員の派遣

日程第4 閉会中の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する調査の許可

追加議事日程第1号

日程第1 議案の上程

議員発議第6号 米の需給調整に関する意見書の提出について

日程第2 提案理由の説明

日程第3 議案の審議、採決

議員発議第6号 米の需給調整に関する意見書の提出について

閉 会

◎ 本日の会議に付した事件

議事日程第4号のとおり

◎ 開 議

午前9時37分

○漆山光春議長 本日の欠席通告議員はありません。

ただいまの出席議員数は13名であります。定足数に達しておりますので、決算審査特別委員会のため休会となっていました本会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

○漆山光春議長 日程第1、議案の審議、採決を行います。

議第66号から議第73号までの8議案について、決算審査特別委員会を設置し、審査を付託しておりますので、その経過と結果について、決算審査特別委員会委員長からの報告を求めます。

「7番阿部恭平議員」

○阿部恭平決算審査特別委員会委員長 決算審査特別委員会の報告をいたします。

決算審査特別委員会は、議長を除く全議員で構成されておりますので、審査の経過については省略することに決定しております。よって、結果のみを報告いたします。

議第66号令和2年度河北町一般会計歳入歳出決算認定について

議第67号令和2年度河北町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

議第68号令和2年度河北町西里財産区特別会計歳入歳出決算認定について

議第69号令和2年度河北町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

議第70号令和2年度河北町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

議第71号令和2年度河北町介護保険特別会

計歳入歳出決算認定について

議第72号令和2年度河北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

議第73号令和2年度河北町水道事業会計の剰余金処分及び決算認定について

以上8議案について、9月10日から慎重に審査をした結果、8議案とも原案のとおり認定することに決定しました。

以上、決算審査特別委員会委員長の報告といたします。

○漆山光春議長 決算審査特別委員会委員長報告が終わりました。

決算審査特別委員会委員長の報告では、いずれも原案のとおり認定するとの報告であります。

お諮りします。

決算審査特別委員会は、議長を除く全議員で構成されています。よって、質疑、討論を省略し、採決したいと思います。これに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、質疑、討論を省略し、採決することに決定しました。順次採決します。

最初に、議第66号令和2年度河北町一般会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案を委員長報告のとおり認定するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

賛成多数であります。

よって、議第66号令和2年度河北町一般会計歳入歳出決算認定については原案のとおり認定することに決定しました。

次に、議第67号令和2年度河北町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを

採決します。

本案を委員長報告のとおり認定するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

賛成全員であります。

よって、議第67号令和2年度河北町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については原案のとおり認定することに決定しました。

次に、議第68号令和2年度河北町西里財産区特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案を委員長報告のとおり認定するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

賛成全員であります。

よって、議第68号令和2年度河北町西里財産区特別会計歳入歳出決算認定については原案のとおり認定することに決定しました。

次に、議第69号令和2年度河北町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案を委員長報告のとおり認定するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

賛成全員であります。

よって、議第69号令和2年度河北町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定については原案のとおり認定することに決定しました。

次に、議第70号令和2年度河北町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案を委員長報告のとおり認定するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

賛成全員であります。

よって、議第70号令和2年度河北町公共下

水道事業特別会計歳入歳出決算認定については原案のとおり認定することに決定しました。

次に、議第71号令和2年度河北町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案を委員長報告のとおり認定するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

賛成全員であります。

よって、議第71号令和2年度河北町介護保険特別会計歳入歳出決算認定については原案のとおり認定することに決定しました。

次に、議第72号令和2年度河北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案を委員長報告のとおり認定するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

賛成多数であります。

よって、議第72号令和2年度河北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については原案のとおり認定することに決定しました。

次に、議第73号令和2年度河北町水道事業会計の剰余金処分及び決算認定についてを採決します。

本案を委員長報告のとおり決定及び認定するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

賛成全員であります。

よって、議第73号令和2年度河北町水道事業会計の剰余金処分及び決算認定については原案のとおり可決及び認定することに決定しました。

○漆山光春議長 次に、議事の都合上、令和3年度河北町一般会計第6回補正予算に関する議案について先議します。

○漆山光春議長 議第80号河北町空き家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

担当課長の説明を求めます。

「真木総務課主幹」

○真木秀章総務課主幹 議第80号河北町空き家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本議案につきましては、老朽化に伴い危険性が増してきている空き家が増加傾向にあり、実効ある対応を可能とするため、条例の一部を改正するものであります。

改正の主な内容につきまして、第1条では、従来の目的に空家等対策の推進に関する特別措置法、いわゆる空家法の規定を加えるものであります。

第2条では、空き家など用語の意義について、空家法の規定を引用するものであります。

第5条では、新たに空き家等対策協議会を設置することについて規定するものであります。

第10条から第14条までは、特定空家等の所有者などに対する措置等として、代執行及び略式代執行等を規定するものであります。

なお、この条例につきましては、その施行日を公布の日からとしているところであります。

以上よろしくお願いたします。

○漆山光春議長 担当課長の説明が終わりました。質疑に入ります。

質疑の通告を求めます。

(1番、7番、10番の通告あり)

1番、7番、10番、落ちありませんか。

それでは、「1番岡田桂司議員」

○1番(岡田桂司議員) 一般質問の中でもお聞きしたところでもあります。改めてお伺いいたします。

今回の条例の改定は、やっぱり②の協議会を設置する、また空き家等対策計画の策定と、そして代執行というふうに大きなものが織り込まれている点が特徴かと思います。

今まで、どうしてこの条例に入っていなかったのかというくらいには私は思っております。

いろんな空き家が、危険空き家、本当の危険空き家になってきたので、もうこういうものをつくってきちんとなしと駄目だということでもあるでしょうけれども、私の一般質問の中でもあったんですが、また質疑の中で2番議員からも鋭く指摘もございました。

そういう空き家があるわけですので、早急に採決して、そして、この公布をやっていたらなと思っております。

急いで物事を運んでいただきたいということで、私は賛成をしたいと思っております。

そこで、改めて聞きますが、公布、施行はいつになりますか。

○漆山光春議長 「真木総務課主幹」

○真木秀章総務課主幹 議決をいただきましたということではございますが、同日施行となる考えでございます。

○漆山光春議長 「1番岡田桂司議員」

○1番(岡田桂司議員) 同日施行と言いますが、公布するのは、はっきり日にちをお願いしたいと思っております。

それと、この前の一般質問の中で、公布して、いろんな物事を進める中に当たって、協議会の発足ということがありました。その中で、協議会のメンバーがずっと言われていたんですが、私の聞くのが落ちているのか分かりませんが、課長さん方が大勢だったと思います。

その中で、やはり外部の有識者とか、そう

いう部分がちょっと聞こえなかったんですが、その点どうなっているかお聞きしたいなどと思って、2点です。

○漆山光春議長 暫時休憩します。

休 憩 午前9時50分

再 開 午前9時50分

○漆山光春議長 休憩を解いて再開します。

「真木総務課主幹」

○真木秀章総務課主幹 失礼しました。同日公布

という曖昧な言い方をしてしまいまして、大変恐れ入ります。議決をいただきましたら、本日付で公布という形で手続を進めてまいりたいと考えております。

○漆山光春議長 それでは、「河内副町長」

○河内耕治副町長 今回の条例改正につきまして

は、施行の日を公布の日からというふうにさせていただいたところがございますが、公布しましたら直ちに施行ということにさせていただきますが、周知期間といったものも必要だと考えております。それを踏まえまして、可能な限り早く施行にもっていきたいと考えております。

○漆山光春議長 「真木総務課主幹」

○真木秀章総務課主幹 大変失礼しました。2つ目、いただきました協議会のメンバーということでございますが、先般申し上げました、各課長の職名というものは、計画を策定する上での内部会議のメンバーでございます。

改めて、このたびの条例改正案でお示している協議会の具体的なメンバーのイメージでございますが、司法書士、土地家屋調査士、建築士、宅建協会からの選出、あとは消防分署、河北交番、こういったところから、いわゆる有資格者であったり、関係者であったりという方をお招きして、協議会を設置したいという考えでございます。

○漆山光春議長 「1番岡田桂司議員」

○1番（岡田桂司議員） 3回目ですので、ちょっと大事にお話ししないと続かなくなるかなと思っております。

今、策定するのは課長でということですが、協議会の今メンバーが出ました。いろんな代執行をするにも、必要であれば協議会を経てということでもありますが、やはりきちんと協議会をやって、その執行に当たらないと、なかなか後で難しい問題も出てくるのかなと思うので。その辺は、条例にも書いてある、必要に応じて、だから必ずしなければならぬということはないんじゃないけれども、私は、やってほしいと思います。

3回目ですので、あともう一つ、ここまで来て、前にも言いましたが、本当に危険な空き家というものはあるわけですが、今、副町長が周知期間と、なるべく早くとおっしゃいましたけれども、やはりその辺を、周知期間を短くして、そして代執行なり、それなりのものが決着できるように、危険空き家の決着ができるように、少し急いでもらえればいいのかなど。

その辺の考え方も教えていただきたいと思います。

○漆山光春議長 「河内副町長」

○河内耕治副町長 すみません。先ほどの周知期間という意味合いでございますが、一定の期間を置いてということだけではなくて、不利益が生じる場合があるかと思えます。そういったことも踏まえまして、速やかに公布、施行にもっていきたいということでございまして、何か月も置いてあるとか、そういうことではなくて、事務手続に速やかにさせていただきたいと思えます。

○漆山光春議長 「真木総務課主幹」

○真木秀章総務課主幹 前例に出てきました協議会を設けて、しっかりやってほしいという

ことで、いただきました。

実際に、今回の条例改正案の中におきましても、協議会にご意見をいただく。具体的に申し上げますと、特定空家等と認定する際、あるいは、その後、特定空家の所有者に対する措置を講じる中で、勧告を行う際、あるいは代執行、略式代執行というふうな措置が強度を増していく中で、折々において協議会に協議を求めるということになっております。

また、応急措置につきましても、必要に応じて協議会の意見を聞くというふうにさせていただいておりますので、その折々において協議会の意見をしっかりと酌み取らせていただきたいと思いますと考えております。以上です。

○漆山光春議長 よろしいですか。以上で1番岡田桂司議員の質疑を終わります。

次に、「7番阿部恭平議員」

○7番（阿部恭平議員） 私からは1点質疑させていただきます。

代執行後、あるいは応急措置後の費用に関してのことなんですけれども、いわゆる代執行、応急措置とありまして、空き家を放置されていた方が、その放置得といいますか、そういったふうにならないようには、やはりしないといけないと思っています。

その中で心配事なんですけれども、代執行あるいは応急措置をした後に、費用がもちろんかかってくると思うんですけれども、通常であれば、その所有者等、関係者の費用負担になると思うんですが、その方がずっと見つけられない場合、あるいはその方からずっと費用負担がされなかった場合、要はずっと同意が得られなかった場合、そういった場合に、費用の回収方法、それはどのようなになっているのかという点と、不納欠損という処理をすることになる場合は

どういった要件があるのか、その辺どう考えられているのか、お聞きします。

○漆山光春議長 「真木総務課主幹」

○真木秀章総務課主幹 代執行あるいは応急措置に関しての費用負担ということまでのご質問をいただきました。

まず、代執行におきましては、これは空家法にも書いてございますし、関連して行政代執行法というものもございます。これに伴って執行した場合、言わば行政のほうでまず費用を立替えして措置を行う。その分の費用を所有者に請求させていただくということになります。

いわゆる費用をなかなか負担いただけないというようなケースにつきましては、差押えの対象ともなるという強い措置がございます。こうした中で回収に努めるということになっていきます。

また、応急措置や略式代執行については、差押えはできないようではありますが、それでももし……失礼しました。略式代執行については、代執行と異なる点としまして、所有者がそもそも不明な場合ということになりますので、そもそもちょっと回収が難しいような案件ということになるかとは考えています。

その中でも、もし後々、所有者が分かってくれば、その際に請求をするというような流れになります。

応急措置につきましては、これは法律とか空家法には規定がございません。町独自の規定の中で運用してまいります。これもありますように、費用徴収については本人に請求すると。もともとの条例の中にもありますように、本人の同意を得てこれを執行するということになりますので、その都度、費用負担は求めていくということになります。

不納欠損になる場合の要件でございますが、申し訳ございません。私のちょっと不勉強で、この部分は分からないのですが、相手の誠意、誠実さ、そういった部分からいきますと、不納欠損になるリスクも正直背負いながらの対策になり得るとは考えております。

そういうリスクも背負いながらの事務ではありますけれども、それこそ相手と粘り強く交渉して、代執行、略式代執行、あるいは応急措置、なるべくそういったところに落とし込みになる前に対応していくことが必要かなという思いではあります。

ちょっと一部明瞭に回答できなくて申し訳ございません。

○漆山光春議長 暫時休憩します。

休 憩 午前 9時59分

再 開 午前10時01分

○漆山光春議長 休憩を解いて再開します。

「真木総務課主幹」

○真木秀章総務課主幹 大変失礼いたしました。

ご質問としては、不納欠損になる要件ということでご質問いただいたところでありまして、所有者等に対する請求に対しまして、そもそもその所有者が支払いに要する財産であったり資力、そういったものを持ち合わせないときには不納欠損となる可能性もあるということ。要件ということではないんですが、そういう仕組みになろうかと考えています。

○漆山光春議長 「7番阿部恭平議員」

○7番（阿部恭平議員） まず、最初の回収方法についてなんですけれども、差押えができるということだったんですが、これは方法としましては、例えば給料差押えとか、そういった方法ができるのでしょうかということが1点目と、2点目の不納欠損という考え方なんですけれども、その辺が明確に定

まっていないと、ずっと放置して、やっぱり逃げ得みたいなのが発生するおそれが多々出てきてしまうのではないのかなと。もう10年ぐらい払わなきゃいいんでしょうとか、正直、条例上、法律上、何年とかそういう条件というものは分かりませんが、例えば10年間とかずっとごねて、何もしなくていれば、そのまま不納欠損になってしまって、町が全部を費用負担するおそれも出てくるわけで。

そういったところを今のうちに整理しておかないと、ずっとやっぱり放置するところが増えてくるのかなと。

そういった点で、もう一度ちょっと詳しく、そのお考えがあればお聞きしたいです。以上です。

○漆山光春議長 暫時休憩します。

休 憩 午前10時03分

再 開 午前10時06分

○漆山光春議長 休憩を解いて再開します。

「真木総務課主幹」

○真木秀章総務課主幹 度々失礼いたしました。

今ご質問の代執行の費用徴収につきましては、国の手引におきまして、国税滞納処分の例による強制徴収が認められるとなっております。町としましては、国税、地方税に次ぐ順位でこれを費用回収できとなっております。

こうしたことから、先ほどは給料からの差押えということで具体的に述べていただきましたが、税当局とこのルール化につきましてはしっかりと協議をして進めていくということになると考えております。国税滞納処分の例に準じて行ってまいります。

もちろん、先ほど議員がおっしゃっていただいた逃げ得、さんざんほったらかしにして、結局、町で責任を負って、それで文字どおり、ほったらかしにした人がまんまと得す

るというようなことは、町としても決して、もちろん望む話ではありませんので。

今回の条例改正などで、いろんな場面で取り上げていただけるかもしれませんが、空き家自体をほったらかしにしておけば役場で全部何かしてくれんだどという誤った認識だけは広まっていたきたくないと、そのように考えますので。

そういった意味での今後の周知部分、慎重にといたしますか、誤解を招かないように気をつけてやってまいりたいというふうにも併せて考えているところでございます。

○漆山光春議長 「7番阿部恭平議員」

○7番（阿部恭平議員） 分かりました。

ちょっと不納欠損のほうについてはまだ分からない点があるんですけども、ちょっと私も3回目なのであれなんですけど、細かい部分に関しましては、協議会立ち上げということなので、司法書士とかいろんな方が入りますので、そういったところを皆さんでしっかりとмонでいただいて、この条例自体はもちろん私も賛成でございます。空き家対策、空き家処分とか活用というものも大事でございますけれども、そういった意味で、負担になるのは町民全員でありますので、費用というものは。その一部の1人の人だけがやはり逃げ得にならないようにだけ、そこはしっかりと条例の内容も含めて、今後詰めていただければと思います。

以上で質疑を終わります。

○漆山光春議長 以上で7番阿部恭平議員の質疑を終わります。

次に、「10番木村章一議員」

○10番（木村章一議員） 議第80号でありますけれども、この条例は、今お二方の発言があったように、私も大きな前進だと評価します。

さらに、これをスタートするに当たって、例えば朝日町では朝日町空き家除去支援事業補助金という補助制度があって、積極的に空き家を解体すると、それに最大75万円まで補助金を出すんですね。

寒河江市では、寒河江市老朽危険空き家解体事業補助金とあって、やはり補助金を出しますが、不良住宅除去タイプと空き家住宅除去タイプなんて2種類あって、それもやはり補助金を出すという制度を設けて、空き家を早く整理していこうという取組があります。

さらに、国で空き家再生等推進事業、除去事業タイプ、これは国が交付金を出す制度などもありまして、国と、それから県とか町とかがそれぞれお金を出して再生させると。そこを例えばポケットパークなどにするのであれば、そういう制度が使えるとか、そういったものもありまして、ここは一緒にスタートしたほうがいいのではないかと、この条例と。

そうしないと、分かったと、町に早速協力しようとして、さっさとやった人が、何だ、補助金もらえなかったというようなこともあり得るのではないのかなとも思うんですね。

町に積極的に協力した人が補助金をもらえずに、少し渋ってから進められてしまったら補助金をもらえたなんていうふうにはならないようにしたほうがいいのではないかなというふうなこともあるので、その辺の検討はどうしていますかね。お聞きします。

○漆山光春議長 「真木総務課主幹」

○真木秀章総務課主幹 国の補助事業であったり、あるいは町独自の補助事業についての考えということでのご質問かと承りました。

本定例会におきまして、空き家等対策計画を町として作成作業に着手していると申し

上げているところがございますが、この中では、町としての考え、方針、こういったものも示さなければいけないと考えておるところでございます。

ご質問の、補助金との関係といたしますか、取り組むべきかどうかという部分も含めて、特に国の事業などにおきましては、おっしゃっていただきましたように、ポケットパークということで、具体的なことでおっしゃっていただきましたけれども、今ある危険な空き家を解体、除去して、それで更地にして終わりではなくて、その後の利活用という部分も検討しなければならないようでございますので、空き家計画策定の過程で、しっかりとその方向性を検討する中で、補助事業のことも取り上げてまいりたいと考えております。

町独自の補助制度を設けるかどうか併せてその中で検討してまいりたいと考えております。

ただ、1点だけ、つけ加えて申し上げますと、その国の補助事業の中には、そもそも今申し上げている空き家対策計画の策定であったり、あるいは、先ほども取り上げていただきました協議会の設置が補助対象の要件として求められている部分もございますので、そういった意味での要件をクリアするための作業としては粛々と進めさせていただいているという認識でございます。以上です。

○漆山光春議長 「10番木村章一議員」

○10番（木村章一議員） 町長にお伺いします。

議会の中でも、空き家対策については非常にその声がたくさん届いているという課題なんでありましてけれども、そこで、それを進めるに当たって、近隣の市町でもやっているような、空き家撤去に対する補助事業とか、そういうものも併せて早急に研究し

て、形にしていくという点で、リーダーシップを発揮されるべきかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○漆山光春議長 「森谷町長」

○森谷俊雄町長 空き家問題については、本当にもう喫緊の課題になっているなど。利活用という部分も非常にまちづくりという意味では大事ですけれども、とりわけこの条例の目的でございますように、危険家枠、基本的には個人の財産ですので、管理は個人ということで、それを公に委ねる、町民の一般の税負担に委ねるということは、現にあってはならないとは思いますが。

ただ一方、現実的にこういった目に見える形での町民の安全・安心、あるいは通学の安全確保、そういった意味で町民生活に脅威になっているという部分について、どういうふうに町としての、町民の理解の下に、そういった補助制度も含めて、理解が得られるのかということも含めて、しっかり、まずはこの条例をご可決いただいた上で、協議会、そしてまたその計画づくり、魂を入れていく作業には早急に取り組んでいかなければならないという意味で、施行も公布の日とさせていただいております。

そこはしっかりさせていただきながら、先ほど主幹の答弁にもありましたけれども、この条例の趣旨ということ误解なく町民の方々に理解を得るということと、今後の空き家についての計画の方向づけ、また町民の方々のご理解をどういう形で得られる空き家政策を進めていくのかということについては、誠に大きな課題になっているかと思っております。

災害の脅威もありますけれども、少子高齢化、そして人口減少、空き家の増加という中で、喫緊の課題でございますので、そういう重要な政策課題であるということで取

り組んでまいりますので、ご理解いただければと思います。以上です。

○漆山光春議長 「10番木村章一議員」

○10番（木村章一議員） 質疑を終わります。

○漆山光春議長 以上で10番木村章一議員の質疑を終わります。

以上で質疑を終結します。

討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

採決します。

本案を原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

賛成全員であります。

よって、議第80号河北町空き家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決しました。

○漆山光春議長 次に、議第74号令和3年度河北町一般会計第6回補正予算についてを議題とします。

歳入歳出全款についての質疑の通告を求めます。

（2番、3番、7番、9番、10番、12番の通告あり）

それでは確認します。2番、3番、7番、9番、10番、12番、落ちありませんか。

それでは、ここで10時30分まで休憩とします。

休 憩 午前10時16分

再 開 午前10時28分

○漆山光春議長 休憩を解いて再開します。

質疑を続けます。

「2番齋藤隆議員」

○2番（齋藤隆議員） 私から1点だけ質問します。

提案理由にもなかつたので、30、31ページの9款1項4目水防費であります。排水処

理基本調査業務委託、ちょっと聞き慣れない言葉なので、この説明方お願いしたい。それと、その施設備品についても説明を求めます。以上です。

○漆山光春議長 「真木総務課主幹」

○真木秀章総務課主幹 予算書30、31ページ、9款1項4目水防費に関するご質問をいただきました。

まず、1点目の排水処理基本調査業務委託に関してでございますが、内容につきましては、押切地区、下釜におきまして、防災・減災ということで様々な取組を想定しております中で、より内水処理手法、工法というものを前進させたいというような思いを抱いております。

そうしたことから、いわゆる経験や実績のあるコンサルタント会社をお願いしまして、内水処理手法として現場でどういった工法が考えられるかという部分で、これを検討してもらおうというための委託費でございます。

当然その委託費の中には、場所が場所ですので、国土交通省との協議というものも当然必要になってくるわけですが、そういうことも踏まえて、こういう工法が考えられるのではないかというような成果品を求めるという内容でございます。

2点目の施設備品のことでのご質問でございましたが、6月の補正予算で議決いただきました水中ポンプ、発電機、町独自で購入したところですが、この設置訓練を8月11日に実施いたしております。この際に、この発電機の置場所ですけれども、堤内地側、トレイですけれども、堤内地側の地面の上に発電機を置いて、接続して、水までは出さなかったんですが、ホースも伸ばしたというような訓練を行ったところであります。

その結果なのですが、地面の上に置くよりも、同じ地面でも堤防の上に発電機を置いたほうが、より長くこれを回せるだろうというふうな訓練の成果として見えてきたということがございました。

そのようなことから、この内容につきましては、今あるケーブルを27メートル伸ばして、35メートルまで伸ばして、堤防の上に発電機を置けるような仕組みにするという意味での備品購入ということでございます。以上です。

○漆山光春議長 「2番齋藤隆議員」

○2番（齋藤隆議員） 備品については分かりました。

そうすると、このコンサルに委託することになるわけですが、どのぐらいの期間を見ているのか。それから、実際にその工法が可能というか、当然、金額的な、どういう工法によるのかによってお金も変わってきますけれども、国との協議ということもありますので、ぜひしっかりとその対策を取っていただきたいということで、まずどのぐらいのコンサル期間がかかるのか。

○漆山光春議長 「真木総務課主幹」

○真木秀章総務課主幹 期間につきましては、もちろん議決をいただきましたら速やかに発注いたしまして、今年中、12月末頃までにはその成果品を入手したいと、報告をいただきたいという考えでございます。

○漆山光春議長 「2番齋藤隆議員」

○2番（齋藤隆議員） ぜひ、その成果については所管の委員会にも説明していただいて、議会の意見もしっかり聞いて、対策を取っていただきたいと思います。以上です。

○漆山光春議長 以上で2番齋藤隆議員の質疑を終わります。

次に、「3番楨正義議員」

○3番（楨正義議員） 何点か質問させていただ

きますが、まずページ16、17の2款1項5目の企画費の総合戦略委託推進費でございますが、これは提案理由にもありますが、昨年度の豪雪に伴う紅花活性化施設の修繕費ということでございますが、使い勝手のいい施設にするということですが、今考えておられる主な修繕の内容について、現時点で想定されていればお聞かせをお願いしたいと思います。

それから、ページ22、23の4款1項5目の健康増進事業、河北病院の人間ドックの委託料でございますが、54万円、当初予算よりも少し多めでございますが、今現在のどのぐらいの利用で、1泊、2泊ごとあると思うんですが、何人ぐらい利用されて、あと年度末まで足りなくなるんだろうということで、大変喜ばしいことですが、補正されたと思いますが、その辺の状況をお聞かせいただきたいと思います。

それと、26、27ページの6款2項1目の林業振興費ですが、昨年の議員と語る会でも、狩猟のことがいろいろ要望として出されておったんですが、この新規の免許、いわゆる新規の狩猟免許取得補助金ということで13万円ほど計上されて、補正されておりますが、新規で免許取得をするにはおおよそどのくらいかかって、どのぐらいの補助を見込んで、何人分ぐらい予定されているか、お尋ねしたいと思います。

それから、ページ36、37の10款5項4目の給食センター費でございますが、会計年度任用職員報酬ということで74万7,000円ありますが、この年度途中で採用するということについて、この必要性についてお尋ねしたいし、あと手数料というものが16万8,000円ほどありますが、これはごみ処分なんだろうと思いますが、当初予算からオーバーが見込まれたのかどうか。あるいは、こう

いう当初予算と補正で手数料をつないでいくということなのかどうか。その辺、お尋ねしたいと思います。以上です。

○漆山光春議長 「宇野まちづくり推進課長」

○宇野勝まちづくり推進課長 初めに、16、17ページ、2款1項5目総合戦略費の中の修繕料でございます。こちらは紅花活性化施設、旧西部保育所についてでありますけれども、昨年度の大雪で軒先が折れまして、壊れている、今回、同様の雪が降ればという状態でございますので、その一時仮補修をするための修繕料となっております。

○漆山光春議長 「堀米健康福祉課長」

○堀米清也健康福祉課長 23ページの河北病院人間ドック委託料54万円の関係でございますが、当初45万円ということで、1日コース2万円の10人、それから2日コースということで5万円の5人分の補助金を見ていたところでございます。

河北病院の状況につきましては、やはりコロナ禍ということではございますが、人間ドックは実施していくということで、昨年度の途中から実施しているんですけれども、今年度も実施するというところでございました。

週1回、1日コース1人、それから2日コース、週1人ということで、1週間に2人の予定で実施しているところでございました。

思ったより利用者が多くいたということで、当初の予算の45万円を、ここ9月、半年になりまして、ほぼ使い切るような状況でございます。

1日コース、9月現在で8人、それから2日コースについては5人ということになっておりますので、人数を増やさせていただきたいということでございます。

1日コースについては、10人を22人、2日

コースについては5人を11人増やして、今年度の予算を獲得させていただきたいということでございます。以上です。

○漆山光春議長 「増川農林振興課長」

○増川仁農林振興課長併農業委員会事務局長 26ページ、27ページの新規狩猟免許取得等補助金についてでありますけれども、平成30年4月から河北町では河北町鳥獣被害対策実施隊を組織しまして、西村山猟友会の支部に委託をして、14の方に隊員ということで活動いただいております。

活動するために経費がかかるというようなことで、有害鳥獣捕獲に従事する方を確保するというを目的に、その補助ということで、令和3年度から補助要項をつくったところでございます。

その中で、経費ということで補助をするわけでありますけれども、狩猟免許取得に係る経費ということで1万5,000円ほどかかる。鉄砲所持許可に係る経費ということで7万円程度見込んでいます。それと、有害鳥獣捕獲に必要な物品の購入に、銃器は相当かかりますけれども、保管庫などもかかるというようなことで、保管庫などは3万円程度というようなことで見込んでおります。銃器については、それぞれ価格は相当かさむというようなことで、上限額を10万円ということで見込んでおります。

それで、今回の補正につきましては13万円ということでありますけれども、当初予算で20万円可決いただいておりますが、決算の最終的な見込としましては、わなの免許取得と講習を受けるというようなことで2人見込んでおります。それと、銃器ということで、銃器の免許を取得するというところで3人の方を見込んでいますということで、今回の補正と合わせまして33万円の見込を立てているところでございます。

うようなところから、財源の確保という意味合いで積立金を必要額計上させていただいたというようなことであります。

この時期といいますのは、今申し上げましたとおり、全体事業費が見えてきたということと、あとは、9月の補正については、会計全体のことではありますけれども、財源が年度途中ではあります、確定しつつある時期だというようなことでありますので、そういった中で、この時期に計上させていただいたということでございます。

○漆山光春議長 「佐藤商工観光課長」

○佐藤晃一商工観光課長 27ページの河北町持続化支援金の最終的な件数と額でございますけれども、件数につきましては119件、額にしまして2,185万6,000円となっております。

また、上限30万円を交付した件数でございますけれども、41件というようなことになっております。

それと、29ページのべに花温泉ひなの湯費の指定管理料に絡んだ件でございますけれども、それは全体的なことですので、私からではなく、説明させていただきます。

○漆山光春議長 「牧野政策推進監兼企画財政課長」

○牧野隆博政策推進監兼企画財政課長 7款1項10目のべに花温泉ひなの湯の指定管理料に関しての質問でございましたけれども、ひなの宿とひなの湯以外の施設については、債務負担行為のほうで費用も見ておりますので、今のところそういった状況にはないと承知しております。

○漆山光春議長 「7番阿部恭平議員」

○7番（阿部恭平議員） 持続化支援金については分かりました。

基本協定26条のほうも、ほかに適用されるところはないというところで分かりました。

1点目の庁舎建設基金についてなんですけ

れども、なぜ持続化支援金を聞いたかにも関連してくるんですが、要は持続化支援金であれば、今回41件、上限30万円の件数があつたと。これはいわゆる、要は今年度3月から5月までの売上げと、2年前の売上げが100万円以上落ちているところが41件ということも言い直すことができるわけです。

そういった中で、また河北町のコロナ禍もまだちょっと進んで、拡大がなったわけですが、そういった中で、今この庁舎建設のほうに基金を積み立てる必要があるのかと。

もっと言いたいことは、何かあると悪いので、3月末まで、ぎりぎりまで待つことは駄目なのかと。この8,000万円という額なんですけれども、今回コロナに関する、国から来る交付金も、いわゆる基本協定26条に基づいて、今回、指定管理料のほうになるわけでございます、コロナの交付金はもうなくなってしまいうわけでございます。

今回、交付税とかも来ましたが、そういった中で、この時期に新庁舎建設のほうに積み立てる理由があるのかな、そこまで急ぐ必要はあるのかなと。全体の計画を立てるためには、今のうちに、積み立てられるうちに積み立てたほうが良いという考えももちろん分かるんですけれども、なぜ9月なのか、備えて3月では駄目なのか。

そういった意味で、もう一度お聞きします。

○漆山光春議長 「後藤防災・危機管理監兼総務課長」

○後藤浩防災・危機管理監兼総務課長 新庁舎の財源に充てます基金につきましては、特財もないというようなことで、一般財源から積み立てるということから、最終的には当然、一般財源ということになるわけですが、内部的など申しますか、内々の財源として確保するというふうな意味合いで

基金を積んでいるということになっております。

なぜ今回かということに関しましては、先ほども申し上げて恐縮ですが、事業費についても固まりつつあるというようなことと、あとは会計の財源として交付税でありますとか、税についても大方見えてきたというようなことで、収入がはっきりしてきたのではないかとということがございますので、また3月、12月という、大きな補正というものが、一般財源、税でありますとか、交付税が確定しておりますので、大きな一般財源が見込まれない場合もあるのではないかとことから、この時期に計上をお願いしたということがございます。

○漆山光春議長 「森谷町長」

○森谷俊雄町長 庁舎の基金については、担当課長から申し上げたとおりですけれども、持続化支援金の絡みと今後のコロナのいろんな経済対策、第5波もあって、今後そちらへの手当てというものはどういうふうを考えていくんだということのご懸念もあるかと思っておりますので、私からちょっと申し上げたいと思います。

今回、持続化支援金で、まずは整理になった事業費のほとんど、ひなの湯、ひなの宿のところの、これは本当に一番ちょっと額的にはダメージの多いところということで振り向けさせていただいたという構図になっています。

そういう中で、これからのコロナ絡みの経済対策、あるいは感染拡大ということもまだまだ見極められない状況にあるとは承知しております。

そういう中で、国に臨時交付金、当初配分のあったものについては今ほとんど財源充たになっている状態で、残りはありません。

これについて、かねてから、もう全国的にも国に対して要望をしております。

その結果、額的に申しますと、約2,000万円追加内示といいますか、8月に内示いただいております。

都道府県のほうが当然ウエートの多いんですけれども、そういった財源も活用するという形で、先般、県で9月補正、相当大規模な、その中には飲食業あるいは旅行業者、観光関係中心に大きな経済対策、またこれから審議、9月補正という形で出てくるというふうに承知しております。

現在、その内容も精査しつつ、大層のところは都道府県のところで措置された今の臨時交付金の配分状況になっているわけですが、市町村にも追加内示が来ておりますので、そこは先ほどの2,000万円の今後の充た、もう既に一般財源をつぎ込んでいる部分もありますので、どの規模になるかというものはまたこれからですけれども、内容も含めて、今後のコロナ対策の対応については十分、国、県の経済対策、あるいは一部感染防止対策というものの中で、町として必要な対応については継続的に考えていきたいというように考えております。

○漆山光春議長 「7番阿部恭平議員」

○7番(阿部恭平議員) 町長からもご回答いただき、ありがとうございます。

2,000万円のコロナ臨時交付金も内示が出ているということでございますけれども、本町におきましては、11月上旬ぐらいにコロナのワクチン接種も完了する予定でございます。その後、もちろんコロナの感染がどうなるか、どうかは誰にも分かりません。

そういった意味ですけれども、逆に言えばよくなる可能性もあるわけで、そういったときに、11月、12月以降になるとは思うんですけれども、そのときに大々的に経済

対策、大々的に福祉対策をするといったときに、財源が足りないということにはならないようにだけ注意していただければと思います。要は、あと8,000万円あればもっといいことができたとか、そういったことにならないようにだけはしていただければと思います。以上です。

○漆山光春議長 以上で7番阿部恭平議員の質疑を終わります。

次に、「9番丹野貞子議員」

○9番（丹野貞子議員） 私から4点準備したんですけれども、1点目は、先ほど3番議員が河北病院の人間ドックの委託料について質問しましたので、内容は分かりました。

この補助金は、最初から町の、町民の健康と河北病院の応援ということで、いい補助金だと思っていたんですけれども、やはり皆さん、こういうふうに使われているということはとてもいいことなので、これからも続けていただきたいなと思います。

そのほかの3点ですけれども、1点目が、5款1項1目の労働費です。24ページ、説明、提案理由にありましたけれども、職業対策費ということで、技能五輪全国大会出場激励金追加ということなんです、これはどういう内容なのか。何か見ると、そういうようなところに出場できることはいいことだと思うんですけれども、その内容についてお聞きしたいと思います。

2点目は、24ページの6款1項6目農地費です。7月豪雨の災害により水田から撤去した土砂を新たに搬出し整地する費用を追加とあるんですけれども、この内容、どこの土をどこに運ぶのかということをお伺いしたいと思います。

3点目は、30ページの教育費の中の10款4項1目の成人式はたちのつどい事業委託料で180万円の補正があるんですけれども、こ

のことについて内容をお聞きしたいと思います。

以上お願いします。

○漆山光春議長 「佐藤商工観光課長」

○佐藤晃一商工観光課長 25ページの技能五輪全国大会のことのご質問でございますけれども、こちらにつきましては毎年、県から選抜されまして、全国大会というようなことで技能五輪の大会に出場をするものでございます。

山形県からは今年7名の方が選抜されまして出場するということになっております。そのうち河北町から、河北町の職業訓練校からお一人参加するというものでございます。職種としましては、建築大工という分類で出場されるということでございます。

○漆山光春議長 「増川農林振興課長」

○増川仁農林振興課長併農業委員会事務局長 24ページ、25ページの農地費の土木工事費についてでありますけれども、令和2年7月豪雨によりまして、溝延地区のほうに土砂が上がったということで、その堆積土を新吉田の南沢のほうに搬出しております。

それにつきましては、現在、県で搬出した先の上のほうに置いておきまして、今現在、町道を挟んで下流部のほうにあると。その下流部についての土砂3,000立米ありますけれども、その3,000立米を上流側のほうに埋め戻すというような工事を予定させていただいているところでございます。

○漆山光春議長 「秋場生涯学習課長」

○秋場弘昭生涯学習課長 35ページの成人式はたちのつどい費の中で、成人式はたちのつどい事業委託料180万円の件でございますが、当初予算の中では、記念品、謝礼、消耗品、印刷製本費等、町直営で成人式はたちのつどいを履行する予定でいたところでございます。

その後、成人当事者による実行委員会形式をつくりました。令和2年度、そして令和3年度の成人者の有志による実行委員会ができましたので、そこに事業を委託するというので、これまでの当初予算にありました費用について、組替え分が165万円あります。

そのほかに、県外からも来られる方がいらっしやと思います。PCR検査、1月の状況にもよりますが、必要になる可能性もあるということで、PCR検査なども受けていただきながら、成人式に参加していただくというようなことも含めて、合わせて180万円、組替え分とPCR検査分含めて180万円ということで予算の組替えを行ったところでございます。

○漆山光春議長 「9番丹野貞子議員」

○9番（丹野貞子議員） ありがとうございます。分かりました。

それと、職業訓練の人の中で、大工になる方が、している方が全国大会に出るということで、本当にいいことだなと思って、そういうふうな全国大会に出るということは、河北町の職業訓練校からは珍しいことなんですか。それとも、毎年1人ぐらいずついるのか。せっかく職業訓練校があるわけですから、そこからそういう方が輩出されているのかなと、これを見て思ったんですけども。

それから、6款のもので、南沢の下流にあるものを上に移動するというので、本当に、8番議員もよく地元のほうで頑張っていらっしゃいますけれども、私はこのほかに、また地元が溝延なものですから、昨年度の土壌の件でいろいろと、ちょっと地域の中にありましたものですから、そういうふうにならないようにと思って、ちょっと聞いたのですが、分かりました。南、何だ

っけ……（「南沢ですね」の声あり）南沢、失礼しました。南沢の下流にあるものを上流に戻すということで理解いたしました。

それから、成人式なんですけれども、今、説明があったように、組替えだというんですが、そうすると令和2年度の成人の方と令和3年度の成人の方がそれぞれその学年ごとに実行委員会をして、令和2年度の方は令和2年度の施行、3年度の方は3年度の施行というふうな感じで計画をされていて、その時間日程とか、もしコロナがまた大変になると、それが実行されないかもしれませんが、今の感じでいくと、その日程の予定などはどのようになっているんでしょうか。

○漆山光春議長 「佐藤商工観光課長」

○佐藤晃一商工観光課長 技能五輪の件でございますけれども、今回、山形県内で7名というふうなことです。多くない人数の中から選抜されたということですが、これまでも河北町の職業訓練校からも出場された方はございます。

○漆山光春議長 「秋場生涯学習課長」

○秋場弘昭生涯学習課長 成人式はたちのつどの日程でございますが、年明けて1月9日、連休3日のある中の中日、1月9日に午前と午後に分けて、それぞれ、令和2年度、令和3年度で行う予定でございます。

○漆山光春議長 「9番丹野貞子議員」

○9番（丹野貞子議員） 分かりました。

職業訓練校の方は時々そうやって出場して技能を高めているというふうな、私はあまりそういう分野が分からなかったのでお聞きしました。それから、より一層励んでいただきたいと思います。

成人式は、あまり詳しいといいましても、今の課長の説明で、1月9日の午前、午後で行われるということ、分かりました。あ

りがとうございます。

○漆山光春議長 以上で9番丹野貞子議員の質疑を終わります。

次に、「10番木村章一議員」

○10番（木村章一議員） 26ページ、7款1項2目、河北町持続化支援金が3,800万円の減額ということで、さきに質疑した議員に聞いていただいたので、実際の実施されたものが、実際に使われたものが2,185万6,000円だったということで、全体で予定した予算よりはずっと活用が少なかったということでありましてけれども、この辺、困っている事業者が少ないという意味なのかどうか、この制度が使いづらかったとか、そういったことなどもあるのか、どんな評価をしているかお聞きしておきたいと思います。

それから、町内の事業者の今、状況といたしますか、どう把握しているのか。なかなか長く続いて、特に客商売の方々はなかなか本来の活動状況にならないのがずっと続いているという状況はあるんですが、どう把握しているのか。

行政として、もう、あとはやることはないのかどうかなどということについて、どう把握しているかお聞きしておきたいと思います。

28ページ、7款1項4目産業立地促進支援貸付金で、企業に進出していただくということですが、ここで、この場所で、どんな企業になったのかなと、地元からの雇用が期待できるのかどうかなどについて、改めて説明を求めます。

28ページのひなの湯費でありますけれども、ひなの湯と、それからひなの宿に合わせて3,900万円の指定管理料を支出するということでしたが、前年度の段階でも検討すべきではなかったのかなと、その辺のいきさつはどうだったか。

ほかの指定管理施設は5年ごとの契約で、指定管理料について結構厳しく、5年間とにかくその範囲内でやっていただくというふうにやっていることと比べると、今回は随分と融通の利く指定管理料支出かなという、一方ではそう思うところもあるんですけども、その辺の違いといたしますか、どう見たらいいのか、お聞きしておきたい。

30ページ、9款1項3目の消防施設費、地域の自主防災会などで防災訓練を取り組まれるところがあるんですけども、その折に消火栓の不具合があったと。消火栓のハンドル、頭のところをひねって水を出すんですが、水が出ないということで、そのハンドルにパイプをかけて回したけれども回らない。パイプが曲がるぐらいだったというようなところがあったと。故障なんですけれども、そういった情報はその後、役場にも届けたんですけども、なかなか直らないだよねというふうな話をしているところがありました。

水の出ない消火栓は非常に、そこにあるよりも困るみたいな、いざというときに消火栓を当てにしたら水が出なかったなんて非常に困る状況ではあるので、そういう場合などはスピード感のある対応をしなければいけないのではないかなんていうふうにも思うんですが、どんな対処をされているか、お聞きしておきたい。

先ほど質疑のあった、下の水防費ですね、調査業務委託120万円余りですけれども、押切の排水機場の、私は何回か、吐出水槽がないと、ちゃんとその排水機場から水が、最上川本流の水位が上がってくると出なくなるよと。それを、その方法だけか、それ以外の方法もあるのかということも含めて調査するという、そういった調査なのかどうか、お聞きしておきたいと思います。

それから、38ページ、12款1項1目と2目なんですけど、元金の繰上償還というものがあるんですが、それと、繰上償還金は130万円余りで、利子の不用額が840万5,000円ということで、何か随分バランスが悪いといえますか、ずっと繰上償還金が多くないと利子の不用額はこんなに出ないのではないかなんて思うんですが、ちょっとこのところを説明していただきたい。

以上お聞きします。

○漆山光春議長 「佐藤商工観光課長」

○佐藤晃一商工観光課長 27ページの河北町持続化支援金についてのご質問でございますけれども、こちらにつきましては、令和3年3月から5月までの間の3か月間、総売上額が前年同月比または前々年同月比で30%以上減少した法人、個人の事業者に対して行った事業でございました。

この制度につきましては、広く皆様方には周知をしたつもりではありますので、ある程度の、ほとんどの事業者に対しましては、周知はなっているのかなというふうには思っているところでございました。

ただ、30%というふうなところがありましたので、その壁がクリアにならない事業者が多くいたというようなことを思っております。

業種別にちょっとうちのほうでも分析しておりますけれども、こちらにつきましては、やはり飲食業と、あとは建設業、あとは卸小売業、こちらの3つの業種で特に多く申請が上がってきていると考えているところでございます。

今後につきましてはですけども、卸小売業、あとは飲食業につきましては、山形県プレミアム付きクーポン券が今後出る予定でございます。

また、GoToイートにつきましては、12

月まで延長ということに現状なっておりますので、そういった動向を見ながら支援を検討していきたいと考えているところでございます。

29ページの産業立地促進資金、貸付金でございますけれども、こちらにつきましては先日、花ノ木工業団地にD a i s o n S t a i n l e s sという会社が新たに進出してくださることになりました。こちらの事業内容につきましては、主にステンレス管の加工を行っている会社でございます。

また今回、天童の工場から河北町に移転というようなことでございますけれども、天童工場より広い敷地で、大きな工場にするということもありましたので、今後、従業員数も増やしていくということでございますので、町としましては、できるだけ町内の方の雇用もお願いしたいというふうなお願いはしているところでございます。

それと、ひなの湯・ひなの宿の指定管理についてでございます。こちらにつきましては、前年度も赤字、マイナス決算だということで、前年度に対応をしなければいけなかったのではないかとというご質問でございますけれども、こちらにつきましては、公社で内部留保分があると、そちらで対応していただくというお話がありましたので、令和2年度につきましては、その内部留保分に対応していただいたという形になります。

また、他の施設との比較でございますけれども、ひなの湯・ひなの宿につきましては、指定管理は行っておりますけれども、基本的には指定管理料を支払っていない、指定管理料ゼロの指定管理というふうなことでお願いしている施設でございますので、ちょっと支出するのが甘いのではないかとというふうなご指摘もいただきましたけれども、

指定管理料がない中で、今まで営業努力をしていただいたというところで、今回、指定管理料を支払わせていただくということになったところでございます。

○漆山光春議長 「真木総務課主幹」

○真木秀章総務課主幹 30、31ページ、9款1項、まずは3目の消防施設費、消火栓移転等工事負担金と関連してのご質問でございました。このたびの負担金につきましては、工事場所としては3か所、実はございまして、溝延8区、高嶋、松橋を想定した予算でございまして。

先ほど、議員おっしゃいましたように、役場に言っているんだけどなかなか直らないなどということがあってはならない話でございまして、もしお教えいただけるとしたらどこなのか、箇所をぜひ教えていただければと思ったところであります。

ただ、もう一つ、つけ加えて申し上げますと、今年度の予算におきまして、今現在、町内の58か所の消火栓におきまして、補修も兼ねた点検作業というものを業者に順次やっていただいておりますので、その範囲内でクリアできる問題だとすれば、これはいいのかなと思っておりますが、場所をお教えいただきたいと、早急に対応したいと考えますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

その後いただきました、同じ30、31ページ、9款1項4目水防費のことでありますが、こちらにつきましては、幾つかの工法、経済性であったり、施工性、実用性、そういった様々なアプローチ、様々な観点から、1つの工法に絞らず、この方法しかないよという一択に限らず、複数の工法を挙げていただくということで発注したいと考えております。そのような答えを差し上げたいと思ひます。

○漆山光春議長 「牧野政策推進監兼企画財政課長」

○牧野隆博政策推進監兼企画財政課長 38ページの公債費の質問でございましたけれども、今、補正しておりますものは繰上償還ではございません。元金を繰上償還ではなくて、借入れの条件の中に、金利が変動するというものがございまして、その金利の変動がありまして、それに伴って、元利均等償還になっていきますから、元金と利息のバランスがちょっと変わって、補正が必要になるというものがございまして。

その補正と、利息につきましては、前年度末の借入れ分の利息を見込により設定しておりましたが、利息が確定したことによって減となります。以上であります。

○漆山光春議長 「10番木村章一議員」

○10番（木村章一議員） 分かりました。

コロナの中での、町内の事業者はなかなか、いまだ非常に苦勞されている事業者が多いんですね。

具体的に言うと、今、課長から紹介のあったものなども、それは使えるとは思いますが、すけれども、昨年中早々にコロナ関連のお金が借りられるものを借りて、1年間据置きというふうな制度、資金を無利子で借りているところなども多いんですね。ところが、もう1年もたったらコロナは解消して通常業務に戻れば楽に返していけると思っていたものが、そろそろ初期返済、1年たって始まってしまうと。この不調のままだとすると非常に困るなどというふうなことを心配しているところもあるんですね。

そういったことに何か対応などはないのかなという声などもあるんですが、こういったことはいかがでしょうか。

産業立地促進貸付金については分かりました。

指定管理料なんです、私は逆に、ひなの湯・ひなの宿は、今、説明のあったように、全く指定管理料を支出しない、県内でもああいう温泉施設で公的資金を入れないでできた非常に少ない、頑張っている施設だったんですが、さすがにコロナには対応し切れずという状況だったので、それは今回の指定管理料投入はやむを得ないと思うんですが、ほかの施設などについては、ずっとそのハードルが高いといえますか、ほかの施設ももうちょっとその辺は、先ほど別な議員の質疑で、そういう状況はないと思っているということでしたが、少しコロナで大変なことがあったら指定管理料をちょっと見直しするとか、対応するということも、1回見直しをしたらいいのではないかなと思うんですね。その辺はどうか。

ひなの湯のほうではなくて、指定管理担当にお聞きしたいんです。その辺、どういう考えかを聞きたいと思います。

消火栓が水が出なかったというところは、中島地区の消火栓で、大きなお寺の門前の消火栓で、開けようと思ったけれども、本当に開かなくて諦めた。ハンドルにパイプを通して、ぐっとやろうと思ったら、パイプが曲がったというふうに、決定的に壊れている状況のようなので、それが今年の話ではなくて、去年とかおととしとか、少し前の話だったのに、なかなか直らないというような話だったので、それはちょっとどういう仕組みになっているのかなと、町としてですね。

町としてやったし、消防団の人にも手伝ってもらってやったことなので、多分町には伝わっていると思うんですが、それがなかなか直らないのはなぜなのかなと。

いざその地域で何か火災になったときに、その消火栓を開けようと思ったら開かなく

てということだと非常に困ったことになると思いますか、ある消防水利が使えないというものは特に問題なので、対応をどうしているか、お聞きしたいと思います。

その下の水防費については分かりました。

元金と繰上償還についても分かりました。

以上、もう一度お聞きします。

○漆山光春議長 「牧野政策推進監兼企画財政課長」

○牧野隆博政策推進監兼企画財政課長 今、ひなの湯・ひなの宿以外の指定管理施設のことについてのご質問でございますけれども、基本的に施設につきましては、指定管理料と、その施設を利用した利用料で大体運営してもらっている状況なわけですが、コロナ禍におきましても、各施設において一定の使用が今のところございますので、そこまでの状況には今のところなっていないというふうに先ほども申し上げたとおりであります。

ただ、今後のコロナの状況で使用料とか利用料が全く入らないような状況になってくれば見直しをせざるを得ない条件になるのかと思います。

○漆山光春議長 「佐藤商工観光課長」

○佐藤晃一商工観光課長 企業がお借りしている資金のことでございますけれども、昨年度につきましては、山形県商工業振興資金を多くの企業の方がお借りしたということで認識しておりますけれども、たしかこちらは3年据置きだったかと思うんですが、こちらにつきましては、償還が始まるタイミングにつきましては、県でも心配しているところでございます、償還が始まったときに、ほとんどの企業の方が償還していただければということで考えているんですけれども、その対応策として、新たな資金ということも検討しなくてはいけないのかなというふ

うなことで、町と県でちょっと検討はさせていただいているところがございます。

○漆山光春議長 「真木総務課主幹」

○真木秀章総務課主幹 消火栓に関するにつきまして、具体的な場所をお教えいただき、ありがたく思います。

ご指摘の場所につきましては、先ほど申し上げました今年度予算で対応している58か所の中に入っているようでございますので、作業順の中ですけれども、最後のほうになるか、ちょっと順番は私も承知していませんが、きちんとメンテナンスされたと考えるところであります。

ただ、全体的な流れとして、その消火栓につきましては、もともと毎年、消防分署で消火栓を点検していただいている。あるいは、地元消防団であったり、自主防災訓練、先ほど出していただきましたけれども、そういう際に点検をしたり、使用したりして不具合が見つかるということは、今後も出てくる可能性は当然あるかと思うんですけれども、議員おっしゃるように、空白地帯ができたのではちょっと意味がないと、水利として使えないのでは意味がないと考えますので、適宜修繕ということになっていくかとは考えております。

ただ実際に、今回、補正予算で上げさせていただいている、先ほど申し上げた3地区につきましても、実際に今壊れていたり、あるいは工事に伴って一時使えない時間というものはどうしても当然出てくるわけですが、そういう場合は、これも当然ですけれども、消防分署であったり、地元の消防団ときちんと話をしまして、使えると思っただけでも使えなかったというようなことがないように、そこはしっかりとフォローしていくとか、対応していきたいと考えております。

○漆山光春議長 「10番木村章一議員」

○10番（木村章一議員） 質疑を終わります。

○漆山光春議長 以上で10番木村章一議員の質疑を終わります。

次に、「12番細矢誓子議員」

○12番（細矢誓子議員） それでは、私は1点お願いします。

25ページ、6款1項3目農業振興費、広域多目的選果施設建設補助金315万2,000円、これは選果施設ですから、場所はまずどこに整備されるのかということからお聞きします。

○漆山光春議長 「増川農林振興課長」

○増川仁農林振興課長併農業委員会事務局長 今現在、河北町は大江町にあります選果場に運んでおりますけれども、それをJAさがえ西村山のほうに行き、朝日町に集約をして、リンゴを主としました広域多目的選果施設を整備するというものになってございます。

○漆山光春議長 「12番細矢誓子議員」

○12番（細矢誓子議員） そうしますと、これはリンゴに関するものだけの選果なわけですか。多分これは多目的と書いてあるから、それ以外のものにも利用なさるのかなと思ったんですけれども、その辺のところはいかがでしょうか。

○漆山光春議長 「増川農林振興課長」

○増川仁農林振興課長併農業委員会事務局長 名称は「多目的」となっておりますけれども、実際はリンゴを主にしたものになってございます。朝日町にということですので、リンゴがほとんど主になってございます。

○漆山光春議長 「12番細矢誓子議員」

○12番（細矢誓子議員） そうですか。そうしますと、河北町からでもやはりリンゴをたくさん作っている方がいらっしゃるの、

そこに持っていくということになるんでしょうけれども、今までは各支所にもこういう施設はあったのではないかと思うんですが、それが1か所に集めて選果すると、そういうふうな理由というものはどうということなのでしょう。

○漆山光春議長 「増川農林振興課長」

○増川仁農林振興課長併農業委員会事務局長 これまでは大江町に選果場がありまして、大江町と朝日町にあったわけですが、これまでも、大江町のほうに選果をするために、河北町の営農センターに集めて、河北町の営農センターから大江町に持っていくと。

今後、朝日町のほうには、河北町で集めて朝日町に持っていくというようなことになります。

○漆山光春議長 以上で12番細矢誓子議員の質疑を終わります。

以上で質疑を終結します。

討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

採決します。

本案を原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

賛成全員であります。

よって、議第71号令和3年度河北町一般会計第6回補正予算については原案のとおり可決しました。

○漆山光春議長 次に、議第75号令和3年度河北町国民健康保険特別会計第1回補正予算についてを議題とします。

歳入歳出全款についての質疑の通告を求めます。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

採決します。

本案を原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

賛成全員であります。

よって、議第75号令和3年度河北町国民健康保険特別会計第1回補正予算については原案のとおり可決しました。

○漆山光春議長 次に、議第76号令和3年度河北町介護保険特別会計第1回補正予算についてを議題とします。

歳入歳出全款についての質疑の通告を求めます。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

採決します。

本案を原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

賛成全員であります。

よって、議第76号令和3年度河北町介護保険特別会計第1回補正予算については原案のとおり可決しました。

○漆山光春議長 次に、議第77号令和3年度河北町水道事業会計第2回補正予算についてを議題とします。

歳入歳出全款についての質疑の通告を求めます。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

採決します。

本案を原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

賛成全員であります。

よって、議第77号令和3年度河北町水道事業会計第2回補正予算については原案のとおり可決しました。

○漆山光春議長 次に、議第78号河北町議会議員及び河北町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の設定についてを議題とします。

担当課長の説明を求めます。

「後藤防災・危機管理監兼総務課長」

○後藤浩防災・危機管理監兼総務課長 それでは、議第78号河北町議会議員及び河北町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の設定についてご説明申し上げます。

この条例は、公職選挙法が改正され、町村の議会及び町村長の選挙について、選挙公営の対象とできるようになったことから設定するものであります。

第1条は、条例の趣旨であり、選挙運動用自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公費負担について定めるものであります。

第2条から第5条までは、選挙運動用自動車の使用の公費負担等について定めるものであります。なお、第2条では、自動車の使用について、当該候補者に係る供託物が町に帰属する場合は公費負担とならないことを併せて定めるものであり、この公費負担とならない場合の規定については、選挙運動用ビラ及びポスターの作成についても適用されるものであります。

第6条から第8条までは、選挙運動用ビラ作成の公費負担等について定めるものであ

ります。

第9条から第11条までは、選挙運動用ポスターの公費負担等について定めるものであります。

第12条は、施行に必要な事項を定めることについて、選挙管理委員会へ委任することを定めるものであります。

この条例については、公布の日から施行、同日以後にその期日を告示される選挙について適用するとしているところであります。

以上よろしくお願いいたします。

○漆山光春議長 担当課長の説明が終わりました。質疑に入ります。

質疑の通告を求めます。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

採決します。

本案を原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

賛成全員であります。

よって、議第78号河北町議会議員及び河北町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の設定については原案のとおり可決しました。

○漆山光春議長 次に、議第79号河北町コミュニティセンターの設置及び管理等に関する条例を廃止する条例の設定についてを議題とします。

担当課長の説明を求めます。

「鈴木学校教育課長」

○鈴木淳子学校教育課長 議第79号河北町コミュニティセンターの設置及び管理等に関する条例を廃止する条例の設定についてご説明申し上げます。

本議案は、河北町役場新庁舎が開庁されることに伴い、河北町コミュニティセンターを廃止するため、本条例を廃止する必要があるため提案するものであります。

なお、この条例は令和4年1月1日から施行するものです。

以上よろしくお願いたします。

○漆山光春議長 担当課長の説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑の通告を求めます。

(10番の通告あり)

10番、落ちありませんか。

それでは、「10番木村章一議員」

○10番（木村章一議員） コミュニティセンターの1階、入って右側が水道課ですが、左側を学校に通えない子供たちなどが利用するスペースとして利用されていますが、そこはどこに移るかなどはもう既に定まっているのかどうかをお聞きしておきたいと思えます。

○漆山光春議長 「鈴木学校教育課長」

○鈴木淳子学校教育課長 適応指導教室につきましては、現在、女性・青少年センターに移転を行っているところでございます。

○漆山光春議長 「10番木村章一議員」

○10番（木村章一議員） もう既に移っているんですか。ですが、今も何か利用されているようにも見受けられますが、そういう利用はされていないのかな。もし、されていたら、その利用に代わる場所はあるのかどうか、お聞きしたいと思います。

○漆山光春議長 「鈴木学校教育課長」

○鈴木淳子学校教育課長 7月下旬から利用は、女性・青少年センターに移動は行っております。

○漆山光春議長 「10番木村章一議員」

○10番（木村章一議員） 了解しました。

○漆山光春議長 以上で10番木村章一議員の質疑

を終わります。

「鈴木学校教育課長」

○鈴木淳子学校教育課長 大変申し訳ございません。7月下旬からではなく、8月上旬から移転を行っております。

○漆山光春議長 よろしいでしょうか。

以上で質疑を終結します。

討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

採決します。

本案を原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

賛成全員であります。

よって、議第79号河北町コミュニティセンターの設置及び管理等に関する条例を廃止する条例の設定については原案のとおり可決しました。

○漆山光春議長 次に、議第81号西村山広域行政事務組合規約の一部変更についてを議題とします。

担当課長の説明を求めます。

「真木総務課主幹」

○真木秀章総務課主幹 議第81号西村山広域行政事務組合規約の一部変更についてご説明申し上げます。

本議案につきましては、地方自治法第286条第1項の規定により、西村山広域行政事務組合理事長から協議の依頼があり、交通災害共済事業を廃止することに伴って規約の一部を改正するものでございます。

改正の内容につきましては、第3条の表中、交通災害共済に関する事務と、第13条第1項第5号の共済会費を削除するものであります。

施行期日は令和4年4月1日としております。

なお、経過措置といたしまして、交通災害共済に関する事務について、この規約の施行の際、現に効力を有するものは、なお従前の例によるといたしております。

以上よろしく願いいたします。

○漆山光春議長 担当課長の説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑の通告を求めます。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

採決します。

本案を原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

賛成全員であります。

よって、議第81号西村山広域行政事務組合規約の一部変更については原案のとおり可決しました。

○漆山光春議長 次に、議員発議第5号コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出についてを議題といたします。

質疑に入ります。

質疑の通告を求めます。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

採決します。

本案を原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

賛成全員であります。

よって、議員発議第5号コロナ禍による厳

しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出については原案のとおり可決しました。

○漆山光春議長 日程第2、請願付託案件の常任委員長報告、採決を行います。

総務産業常任委員会委員長、9番丹野貞子議員から報告を求めます。

「9番丹野貞子議員」

○9番(丹野貞子議員) 総務産業常任委員会の報告をいたします。

本定例会において総務産業常任委員会に付託されました請願について、審査の経過と結果について報告を申し上げます。

去る9月3日、本会議散会后、委員会室において、委員全員と事務局から嶋田総括主任が出席し、説明員として増川農林振興課長の出席を求め、委員会を開催いたしました。

請願第4号米の需給調整に関する請願について申し上げます。

請願の趣旨は、コロナ禍による予期せぬ需要減等により主食用米の民間在庫は業務用米を中心に増加し、適正水準の量を大幅に超過している。

今後の作況が豊作基調で、さらに在庫が増加するような状況になれば、米の需給緩和と米価下落など、稲作を根幹とする本農業への甚大な影響が懸念されることから、生産者所得の確保と水田農業の維持、発展に向け、政府備蓄米の運用改善など、あらゆる政策を総動員した市場隔離の実施と、倉庫の新設や低温倉庫の改修に係る支援など、出来秋に向けた出口対策を強化、拡充することを求めるものであります。

委員会では、米の民間在庫が増加しているという現状から、令和3年産米の米価の下落が予想されており、農家にとって非常に厳しい状況である。米農家が農業を継続で

きるよう、政府に対して需給安定と米価保持のための適切な対策を要望していく必要があるなどの意見が出され、採決の結果、全会一致で採択と決定いたしました。

以上、本委員会での審査の経過と結果について報告を申し上げ、委員長報告といたします。

○漆山光春議長 請願第4号米の需給調整に関する請願については、委員長報告では採択であります。

質疑に入ります。

質疑の通告を求めます。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

採決します。

本請願を委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

賛成全員であります。

よって、請願第4号米の需給調整に関する請願については採択と決定しました。

○漆山光春議長 日程第3、議員の派遣についてを議題とします。

採決します。

お手元に配付のとおり、議員を派遣するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

賛成全員であります。

よって、議員の派遣については原案のとおり派遣することに決定しました。

議長から申し上げます。

お諮りします。

間もなく正午になろうとしています、本日の議事日程が終了するまで時間を延長したいと思いますが、これに異議ありません

か。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本日の議事日程が終了するまで時間を延長したいと思います。

ここで議長から申し上げます。

議会運営委員会に協議をお願いする事項が生じたので、議会運営委員会の開催をお願いします。

議会運営委員の方は、委員会室にお集まりくださるようお願いします。

議会運営委員会が終了するまでの間、暫時休憩とします。

休 憩 午前11時44分

再 開 午前11時59分

○漆山光春議長 休憩を解いて再開します。

新たに議案が提出されましたので、議会運営委員会に協議をお願いしましたところ、本日の議事日程に追加して審議、採決を行うことになりました。

お諮りします。

議会運営委員会の決定のとおり、本日の議事日程に追加し、審議、採決を行うことに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本日の議事日程に追加することに決定しました。

ただいまから追加議事日程を配付させますので、配付が終わるまでそのまま休憩します。

休 憩 午後0時00分

再 開 午後0時02分

○漆山光春議長 休憩を解いて再開します。

○漆山光春議長 日程第4、閉会中の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する調査の許可を議題とします。

お諮りします。

議長から議会運営委員会に、次期定例会の会期日程等、議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する調査をお願いしたいと思います。これに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案については議会運営委員会に付託することに決定しました。

追加議事日程第1号に入ります。

○漆山光春議長 日程第1、議案の上程を行います。

議員発議第6号 米の需給調整に関する意見書の提出について

以上、上程します。

○漆山光春議長 日程第2、提案理由の説明を行います。

提案者から提案理由の説明を求めます。

「9番丹野貞子議員」

○9番(丹野貞子議員) 提案理由の説明を行います。

議員発議第6号米の需給調整に関する意見書の提出について、提案理由の説明を申し上げます。

この意見書は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣に意見書を提出するものです。

その内容につきましては、お手元に配付してあります意見書の朗読をもって説明に代えさせていただきます。

米の需給調整に関する意見書

コロナ禍による予期せぬ需要減等により主食用米の民間在庫は業務用米を中心に増加し、令和3年6月末で219万トンと適正水準とされる180万トンを大幅に超過している。

農林水産省は令和3年7月29日の食糧部会において、3年産米の生産量見通し693万トン(作付け転換マイナス6.7万ヘクタール)をほぼ達成としたが、この見通しはコロナ

禍による予期せぬ需要減まで見込んでいるものではなく、今後の作況が豊作基調となればさらに生産量は増加する。

2年産米がこの秋以降に持ち越されれば、3年産米の需給緩和と米価下落、加えて4年産作付け転換にも上乘せされ、稲作を根幹とする本県農業への甚大な影響が懸念される。

については、持続可能な水田農業の維持・発展に向け、下記のとおり強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

記

コロナ禍による予期せぬ需要減に対して、政府備蓄米の運用改善等あらゆる政策を総動員した市場隔離の実施、さらには倉庫の新設や低温倉庫の改修にかかる支援等、出来秋に向けた出口対策を強化・拡充すること。

令和3年9月15日

山形県河北町議会議長 漆山光春
衆議院議長 大島理森 殿
参議院議長 山東昭子 殿
内閣総理大臣 菅義偉 殿
財務大臣 麻生太郎 殿
農林水産大臣 野上浩太郎 殿

以上、よろしくお願ひ申し上げ、提案理由の説明を終わります。

○漆山光春議長 以上で提案理由の説明を終わります。

○漆山光春議長 日程第3、議案の審議、採決を行います。

お諮りします。

審議の際の議案の朗読は省略したいと思います。これに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案の朗読は省略することにしま

す。

○漆山光春議長 議員発議第6号米の需給調整に関する意見書の提出についてを議題とします。

質疑に入ります。

質疑の通告を求めます。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

採決します。

本案を原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

賛成全員であります。

よって、議員発議第6号米の需給調整に関する意見書の提出については原案のとおり可決しました。

○漆山光春議長 ここで町長から発言を求められておりますので、これを許可します。

「森谷町長」

○森谷俊雄町長 閉会に当たりまして、一言お礼申し上げます。

議員各位には、9月3日に本定例会を招集いたしましてから本日まで、長期間にわたりご審議を賜り、厚くお礼申し上げます。

また、漆山光春議長並びに楨正義議会運営委員長、そして決算審査特別委員会におきまして議事を進められました阿部恭平委員長におかれましては、円滑な議事運営をしていただき、心から厚くお礼申し上げます。

さらに、各会計の決算審査に当たられました真木吉雄代表監査委員、そして岡田桂司監査委員に対しまして、深く感謝を申し上げる次第でございます。

新型コロナウイルス感染症につきまして、変異株を主体とする感染第5波の中で、県

内でも県独自の感染拡大防止等特別集中期間を本日まで延長し、感染拡大防止に努めているところでございます。

町といたしましても、町民の皆様には感染拡大の防止に引き続きご理解とご協力を賜わりながら、64歳以下の方々へのワクチン接種につきまして、町医師会のご協力の下、安全かつ迅速な接種を実施してまいります。

本定例会の審議の中で、議員の皆様からいただきましたご提言等につきましては、関係機関・団体や組織内のなお一層の連携、そして職員の士気高揚に努めながら、行政運営に反映されるよう努力してまいります。

今後とも、議員各位のご指導をお願い申し上げます。9月定例会の閉会に当たりましてのお礼の挨拶とさせていただきます。

誠にありがとうございました。

○漆山光春議長 以上で本定例会に付議されました事件は全て議了しました。

これをもって令和3年9月河北町議会定例会を閉会します。

長期間にわたり大変お疲れさまでした。

午後0時10分 閉会

~~~~~  
会議の経過を記載し、その相違のないことを証するためここに署名します。

令和3年9月

河北町議会 議長 漆山光春

河北町議会 署名議員 吉田芳美

河北町議会 署名議員 阿部恭平